

広島県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

令和五年四月二十日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

令和三年広島県選挙管理委員会告示第百二十二号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、令和三年五月十四日提出の「あんり・未来ネットワーク」の令和二年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理 年 月 日	
あんり・未来ネットワーク	<p>（関係書類が押収されているため、収支の状況が記載できない旨、報告があった。）</p> <p>1 収入総額 前年繰越額 本年収入額</p> <p>2 支出総額</p> <p>3 資産等の内訳</p>	<p>1 収入総額 前年繰越額 本年収入額</p> <p>2 支出総額</p> <p>3 本年収入の内訳 寄附 個人分</p> <p>4 支出の内訳 経常経費 事務所費</p> <p>5 寄附の内訳 〔個人分〕 年間五十万円以下のもの</p>	<p>205,553</p> <p>155,553</p> <p>50,000</p> <p>95,726</p> <p>50,000</p> <p>50,000</p> <p>73,718</p> <p>73,718</p> <p>22,008</p> <p>22,008</p> <p>22,008</p> <p>50,000</p>	<p>令和五年 三月二十四日</p>